

# Japan Tax Update

April 2008, Issue 37

## PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界 150 か国に 146,000 人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース([www.pwc.com](http://www.pwc.com))の日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 500 人のスタッフからなる日本最大級のタックスアドバイザーです。

このニュースレターは、2008 年度の税制改正法案に盛り込まれた租税特別措置法の適用期限延長にかかわる取扱いを説明する目的で作成しています。この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。したがって、本ニュースレターに掲載された情報に基づき、具体的な決定を下される前に、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースの担当者にご確認されることをお勧めいたします。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話 : 03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2008 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人  
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス  
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、  
ないしはそのメンバーファームをさしています。個々の  
組織は分離独立した法的組織となっています。

## 2008 年度税制改正法案と租税特別措置法

2008 年 1 月 23 日に閣議決定され第 169 回国会に提出された 2008 年度の税制改正法案(所得税法等の一部を改正する法律案)は、2008 年 3 月 31 日までに可決されることなく 4 月を迎え、2008 年 3 月 31 日に期限を迎える租税特別措置法の取扱いが問題とされました。

これに対処すべく国会では 2008 年 3 月 31 日付で「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案」(以下、「つなぎ法案」とする)が可決され、2008 年 3 月 31 日にて期限を迎える租税特別措置法のうち一部について、2008 年 5 月 31 日まで期限を延期する暫定的な対応が行われています。

本ニュースレターでは、2008 年 3 月 31 日にて期限を迎える租税特別措置法の今後の取扱いについて、2008 年度の税制改正法案およびつなぎ法案の内容をもとにご説明いたします。

## 1. 期限を迎える租税特別措置法の項目とつなぎ法案に盛り込まれた項目

2008年3月31日にて期限を迎える租税特別措置法の項目および第169回国会に提出された本項目にかかわる改正法案の内容は次頁の表の通り(主要項目のみ抜粋)ですが、このうち黄色のハイライトの項目のみがつなぎ法案に盛り込まれ、適用期限が2008年5月31日まで延長されております。

## 2. つなぎ法案に織り込まれなかった項目と今後の方向について

つなぎ法案に織り込まれなかった項目については今後の国会承認によりその取扱いがどのようになされるのか、現時点では明確ではありません。項目によっては4月1日から国会承認前の期間については一時的に本法の取扱いが適用される可能性もありますので、留意が必要と考えられます。

|        | 条文番号                       | 名称  | 提出法案               |                                    |
|--------|----------------------------|---|--------------------|------------------------------------|
|        |                            |   | 延長or廃止             | 適用期限                               |
| 所得税法   | 第6条                        | 民間国外債等の利子の課税の特例                                 | 2年延長               | 平成22年3月31日までに発行                    |
|        | 第7条                        | 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税                   | 期限廃止               | 平成20年3月31日までの期限を撤廃                 |
|        | 第37条の11                    | 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例                  | 廃止                 | 平成20年12月31日までの譲渡をもって廃止             |
|        | 第37条の14                    | 特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税                             | 廃止                 | 平成19年12月31日までの譲渡をもって廃止             |
|        | 第41条の13                    | 民間国外債の発行差金の非課税                                  | 2年延長               | 平成22年3月31日までに発行                    |
|        | 第42条の2第1項                  | 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例                       | 期限廃止               | 平成20年3月31日までの期限を撤廃                 |
| 法人税法   | 第42条の4第9項<br>第68条の9第9項     | 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除                            | 特別控除の範囲を拡大した上、2年延長 | 平成22年3月31日までに開始した(連結)事業年度          |
|        | 第42条の5第1項<br>第68条の10第1項    | エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除         | 2年延長               | 平成22年3月31日までに取得等                   |
|        | 第42条の6第1項<br>第68条の11第1項    | 中小企業者等(中小連結法人)が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除      | 2年延長               | 平成22年3月31日までに取得等                   |
|        | 第42条の11第1項<br>第68条の15第1項   | 情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除               | 2年延長               | 平成22年3月31日までに取得等                   |
|        | 第42条の12<br>第68条の15の2       | 教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除                        | 廃止                 | 平成20年3月31日において廃止                   |
|        | 第55条第1項<br>第68条の43第1項      | 海外投資等損失準備金                                      | 2年延長               | 平成22年3月31日までに積立                    |
|        | 第61条の4第1項<br>第68条の66第1項    | 交際費等の損金不算入                                      | 2年延長               | 平成22年3月31日までに開始した(連結)事業年度          |
|        | 第62条第1項<br>第68条の67第1項      | 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例                             | 2年延長               | 平成22年3月31日までに支出                    |
|        | 第66条の13第1項<br>第68条の98第1項   | 欠損金の繰戻しによる還付の不適用                                | 2年延長               | 平成22年3月31日までに開始した(連結)事業年度          |
|        | 第67条の5第1項<br>第68条の102の2第1項 | 中小企業者等(中小連結法人等)の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例           | 2年延長               | 平成22年3月31日までに取得等                   |
|        | 第67条の11第1項                 | 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税                   | 期限廃止               | 平成20年3月31日までの期限を撤廃                 |
|        | 第67条の16第2項                 | 振替国債の利子等の非課税(民間国外債に係る利子等)                       | 2年延長               | 平成22年3月31日までに発行                    |
|        | 第67条の16第5項                 | 振替国債の利子等の非課税(債権現先取引に係る利子)                       | 期限廃止               | 平成20年3月31日までの期限を撤廃                 |
|        | 第68条の2第1項<br>第68条の109      | 経営革新計画を実施する(連結親法人である)中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用   | 廃止                 | 平成20年3月31日までの間に開始する各(連結)事業年度をもって廃止 |
|        | 第68条の4                     | 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止                           | 3年延長               | 平成23年3月31日までに開始した事業年度              |
| 登録免許税法 | 第72条                       | 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減                         | 1年延長               | 平成21年3月31日までに登記                    |
|        | 第81条                       | 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減                      | 税率変更               | 平成21年3月31日までに取得                    |
|        | 第83条の3第1項                  | 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減 | 2年延長               | 平成22年3月31日までに取得                    |

上記に関してご質問がありましたら、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせ下さい。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話：03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

高村 宏彦

03-5251-2449

hirohiko.takamura@jp.pwc.com

荒井 優美子

03-5251-2475

yumiko.arai@jp.pwc.com